

吸収分割に係る事前開示書面

古野電気株式会社

協立電波サービス株式会社

2021年10月6日

各位

兵庫県西宮市芦原町9番52号  
古野電気株式会社  
代表取締役 古野 幸男  
社長執行役員 CEO

東京都千代田区神田和泉町2番地6  
協立電波サービス株式会社  
代表取締役社長 高山 譲

### 吸収分割に係る事前開示書面

古野電気株式会社（以下「分割会社」といいます）および協立電波サービス株式会社（以下「承継会社」といいます）は、それぞれ2021年9月22日開催の取締役会決議に基づき、2022年3月1日を効力発生日として、分割会社の完全子会社である承継会社と2021年9月22日付で吸収分割契約書を締結いたしました。本件吸収分割に関する会社法第782条第1項および会社法施行規則第183条に基づく分割会社における事前開示事項ならびに会社法第794条第1項および会社法施行規則第192条に基づく分割会社における事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容に関する事項（会社法第782条第1項）

【別紙1】吸収分割契約書 のとおりです。

2. 分割対価等の相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号、同規則第192条第1号）

本件吸収分割に際し、承継会社から分割会社に対して株式、金銭その他一切の財産の交付をいたしません。これは、承継会社が分割会社の完全子会社であり、承継会社から分割会社に対して対価を交付する必要性が認められないためであり、本件吸収分割による対価を無対価とすることは相当であると判断しております。また、以上により、承継会社において資本金および準備金の額は変動いたしません。

3. 新株予約権者に交付する対価の内容および割当てに関する相当性（会社法施行規則第183条第3号、同規則第192条第3号）

承継会社および分割会社は、いずれも新株予約権を発行しておりません。

4. 承継会社および分割会社についての事項（会社法施行規則第183条第4号、同規則第192条第4号）

(1) 最終事業年度に係る貸借対照表

承継会社については【別紙2】の通りです。分割会社は有価証券報告書を東京証券取引所に提出しております。「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」または分割会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

[https://www.furuno.co.jp/Portals/0/images/ir/library/sec\\_report/yukashoken\\_70ki\\_4.pdf](https://www.furuno.co.jp/Portals/0/images/ir/library/sec_report/yukashoken_70ki_4.pdf)

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はございません。

- (3) 成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はございません。

5. 承継会社および分割会社について、最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ、同規則第 192 条第 6 号）

該当事項はございません。

6. 吸収分割効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号、同規則第 192 条第 7 号）

- (1) 分割会社の債務の履行の見込みについて

分割会社の 2021 年 2 月 28 日現在の貸借対照表における資産の額は 60,437 百万円、負債の額は 35,317 百万円、純資産の額は 25,119 百万円であります。その後、これらの額に重大な変動は生じておりません。また、本件吸収分割後の効力発生日までに分割会社の収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に重大な支障を及ぼす事態は、現在のところ予測されておりません。

以上により、本件吸収分割の効力発生日までに当社の資産の額は、負債の額を十分に上回る見込みであり、分割会社の債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

- (2) 承継会社の債務の履行の見込みについて

本件吸収分割後の効力発生日までに承継会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割により分割会社から承継会社に承継する債務については、分割会社が重畳的に債務を引き受けます。

よって、承継会社の負担する債務については、本件吸収分割の効力発生日以後も債務の履行の見込みがあるものと判断しております。

【別紙 1】 吸収分割契約書

【別紙 2】 承継会社の貸借対照表

以上



## 吸収分割契約書

古野電気株式会社（以下「甲」という）と協立電波サービス株式会社（以下「乙」という）とは、甲の旧 I C Tエンジニアリング部門に係る衛星通信事業（以下「対象事業」という）に関して甲が有する権利義務を、会社法上の吸収分割により乙に承継させることにつき、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

### 第 1 条（吸収分割）

甲は、本契約に定めるところに従い、第 6 条（効力発生日）に定める効力発生日をもって、会社法上の吸収分割の方法により、甲が対象事業に関して有する第 3 条（承継する権利義務）第 1 項に定める権利義務を乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する（以下「本件分割」という）。なお、本件分割は、甲については会社法第 7 8 4 条第 2 項の簡易分割の規定により、乙については会社法第 7 9 6 条第 1 項の略式分割の規定により、甲および乙において株主総会の承認を得ることなくおこなうものとする。

### 第 2 条（商号および住所）

本件分割の吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

#### (1) 吸収分割会社（甲）

商号：古野電気株式会社

住所：兵庫県西宮市芦原町 9 番 5 2 号

#### (2) 吸収分割承継会社（乙）

商号：協立電波サービス株式会社

住所：東京都千代田区神田和泉町 2 番地 6

### 第 3 条（承継する権利義務）

本件分割に基づき、乙が甲から承継する権利義務（以下「本承継対象権利義務」という）は、別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりとする。

- 前項の規定にかかわらず、本承継対象権利義務のうち、(1) 法令等により本件分割による承継ができないもの、(2) 本件分割による承継に関し契約上の定めに基づき重大な支障が生じ、もしくは生じる可能性があるもの、または、(3) 甲および乙が除外することに合意したもののについては、甲乙協議のうえ、これを承継対象権利義務から除外することができる。
- 第 1 項の規定により乙が承継した債務については、効力発生日以降も甲が併存的にこれを引き受けるものとする。ただし、甲乙間においては当該承継した債務は最終的に乙が負担するものとし、当該承継した債務について甲がその履行をしたときは、甲は乙に対してその履行した債務の全額を求償することができる。

### 第 4 条（本件分割に際して交付する対価に関する事項）

乙は、本件分割に際し、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

### 第 5 条（吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額）

本件分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

### 第 6 条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2022年3月1日とする。ただし、本件分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第7条（善管注意義務）

本契約締結日から効力発生日までの間、甲は善良なる管理者としての注意をもって対象事業に係る業務の執行および財産の管理、運営をするものとし、これらに重大な影響を及ぼす事項については、あらかじめ甲乙間で協議のうえでおこなうものとする。

第8条（競業避止義務）

甲は、本件分割にかかわらず、乙が承継する対象事業について、効力発生日以後も競業避止義務を負わないものとする。

第9条（変更および解除）

本契約締結日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産状態または経営状態に重大な変動が生じたとき、その他必要が生じたときは、甲乙協議のうえ、本件分割の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（承認決議）

甲および乙は、効力発生日の前日までに、それぞれの取締役会において本契約の承認を得るものとする。

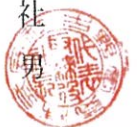
第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

本契約成立の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がこれを保有し、乙に対して写し（複写機によるコピー）を交付する。

2021年9月22日

兵庫県西宮市芦原町9番52号  
(甲) 古野電気株式会社  
代表取締役 古野 幸 男



東京都千代田区神田和泉町2番地6  
(乙) 協立電波サービス株式会社  
代表取締役 高山 讓





## 承継権利義務明細表

本件分割において、乙が甲から承継する対象事業に関する資産、負債その他の権利義務は、次のとおりである。

なお、承継する権利義務のうち資産および負債の評価は、2021年2月28日現在の甲の貸借対照表の計算を基礎とし、これに本件分割の効力発生日前日までの増減を加除したうえで確定する。

### 1. 承継する資産

対象事業に属する流動資産（現金、売掛債権等）および固定資産（有形固定資産、無形固定資産等）。ただし、別途甲および乙の間で合意したものを除く。

### 2. 承継する債務

対象事業に属する流動負債（買掛債務等）および固定負債（預り金等）。ただし、対象事業に属する租税債務および別途甲および乙の間で合意したものを除く。

### 3. 承継するその他の権利義務および契約上の地位

- (1) 業務委託、売買、請負、リース、賃貸借その他対象事業に属する一切の契約における契約上の地位およびこれに付随する権利義務。ただし、甲における雇用契約ならびに別途甲および乙の間で合意したものを除く。
- (2) 効力発生日において対象事業に関連して保有している許可、認可、承認、登録および届出等のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるもの

以上



## 第54期決算公告

令和3年6月11日 東京都千代田区神田和泉町2番地6

協立電波サービス株式会社

代表取締役社長 高山 譲

貸借対照表の要旨（令和3年2月28日現在）（単位：百万円）

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
流動資産	564	流動負債	146
固定資産	327	固定負債	62
有形固定資産	2	<b>負債合計</b>	<b>208</b>
無形固定資産	4	株主資本	647
投資その他の資産	321	資本金	10
		利益剰余金	637
		利益準備金	3
		その他利益剰余金	635
		（うち当期純利益）	（79）
		評価・換算差額等	36
		その他有価証券評価 差額金	36
		<b>純資産合計</b>	<b>683</b>
<b>資産合計</b>	<b>891</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>891</b>